

医 第 3277 号
令和 4 年 12 月 15 日

各保健所設置市衛生主管部（局）長 殿
（藤沢市及び茅ヶ崎市を除く）

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 4 年犯罪収益移転危険度調査書の公表及び
テロ資金供与に係る対策の好事例の提供について（送付）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力を
いただきお礼申し上げます。

標記のことについて、令和 4 年 12 月 8 日付で、厚生労働省医政局医療
経営支援課から事務連絡がありましたので、送付します。

必要に応じ、貴市所管医療法人等に周知をお願いします。

（ 問合せ先
法人指導グループ 齊藤
電話(045)210-1111 内線 4869 ）

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

令和 4 年犯罪収益移転危険度調査書の公表及び
テロ資金供与に係る対策の好事例の提供について

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になっています。そのような中で、犯罪によって得た収益の出所などを分からなくするマネー・ローンダリングやテロ行為・大量破壊兵器の拡散活動への資金供与の手口も複雑化・高度化しています。

こうした状況を踏まえ、現在、政府一体となって強力に対策に取り組んでおり、我が国におけるリスクの評価は、国家公安委員会が、毎年、犯罪収益移転危険度調査書を作成・公表しているところであり、今般、令和 4 年の犯罪収益移転危険度調査書が公表されました。

また、テロ資金供与に係る対策の好事例について公益法人の取組事例が内閣府大臣官房公益法人行政担当室において公表されております。

テロ資金供与に巻き込まれることは、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、医療法人全体の信頼を損ね、地域の医療提供体制を脅かすことにも繋がりますので、下記のとおり、政府の取組みを御理解の上、貴管下の医療法人へ周知いただくとともに貴職におかれましては、これらの視点を踏まえた国際展開を行う医療法人への監督を行いつつ、適切な指導を実施いただきますようお願いいたします。

記

1 令和 4 年犯罪収益移転危険度調査書の公表

令和 4 年の犯罪収益移転危険度調査書では、医療法人について、令和 3 年 8 月に公表された F A T F 第 4 次対日相互審査の結果において、N P O 等に関する優先して取り組むべき行動として、「テロ資金供与に悪用されるリスクがある N P O 等、特にリスクの高い地域で活動している N P O 等についての完全な理解を確保するとともに、リスクに見合ったアウトリーチ、ガイド

ンス提供、モニタリング又は監督を行う」とされていることを受け、リスクを評価した結果を掲載されております。医療法人制度では国際展開に関する業務を附帯業務として限定的に実施いただいているため、リスクは低いと評価しておりますが、昨今の国際情勢に鑑み、テロ資金供与に悪用される危険性も御留意の上、リスクの懸念がある医療法人があれば、適切に監督・指導いただきますとともに、当課あて連絡いただきますようお願いいたします。

2 テロ資金供与に係る対策の好事例の提供

内閣府大臣官房公益法人行政担当室において「公益法人におけるテロ資金供与対策について」（令和4年6月）が公表されており、この中で公益法人におけるテロ資金供与対策のポイントや各公益法人で実施されている取組事例が紹介されており、医療法人にも活用可能な事例もございますので、貴管下の医療法人へ提供いただくとともに、貴職におかれましても医療法人への適切な監督・指導をお願いいたします。

なお、貴管下の医療法人において、テロ資金供与に係る対策で好事例がありましたら事例をまとめて共有させていただきますので、当課あて連絡いただきますようお願いいたします。

(参考) 「犯罪収益移転危険度調査書」 (令和4年12月国家公安委員会)

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>

(参考) 「公益法人におけるテロ資金供与対策について」 (令和4年6月内閣府大臣官房公益法人行政担当室)

https://www.koeki-info.go.jp/administration/terror_shikin_taisaku.html

【照会先】

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室

電話番号 03-5253-1111 (内線 2640)

E-mail iryouhoujin@mhlw.go.jp